

## 沿革

- S12. 4 5 保健所法(法律42号)公布
- S12. 12 14 内務大臣より阿山、名賀両郡を管轄区域とする三重県伊賀上野保健所設置の件、認可される。
- S13. 8 25 阿山郡上野町大字上野字丸の内に庁舎建物(木造2階建 延115坪)竣工。敷地321坪(寄附150坪、無償貸与171坪)  
同日付開所する旨告示(三重県告示第668号)。
- S22. 5 上野警察署から衛生関係業務(食品衛生、急性伝染病予防業務)移管(三重県告示第222号)。
- S22. 6 三重県上野保健所と改称(三重県告示第248号)
- S22. 9 5 保健所法全面改正(法律第101号、昭23.1.1施行)
- S23. 11 20 保健所の課制施行。総務、衛生、保健予防課、保健婦室の3課1室設置(庁訓第550号)。
- S29. 2 12 庁舎事務所(木造2階建 延51坪)竣工。
- S35. 8 15 次長制度施行(県規則第65号)。
- S39. 3 6 三重県上野庁舎に移転。
- S39. 5 6 名張市に上野保健所名張相談所開設。
- S51. 4 1 環境課設置。4課1室となり衛生課を衛生指導課と改称。
- H4. 4 6 上野市四十九町に移転。
- H5. 4 1 保健婦室を保健指導課と改称。
- H9. 4 1 保健予防課・保健指導課を廃止し、企画調整課・地域保健課を設置。
- H10. 4 1 行政システム改革に伴う組織改正。  
保健所、福祉事務所、児童相談所を統合し、伊賀県民局保健福祉部を設置。  
これに伴いグループ制の実施。企画総務グループ、健康増進グループ、福祉保健グループ、児童グループ、衛生・検査グループを置く。
- H13. 4 1 企画総務グループを、総務グループ、企画グループに分割。  
衛生・検査グループを衛生指導グループに改称。
- H14. 4 1 行政システム改革に伴う組織改正。  
チーム制の導入、保健衛生チーム、福祉相談チーム、児童家庭チームの設置。  
これに伴い保健衛生チームに計画調整グループ、健康増進グループ、衛生指導グループ、福祉相談チームに経営支援グループ、生活支援グループを置く。
- H15. 4 1 経営支援グループと計画調整グループを統合し、福祉相談チームに経営企画グループを置く。
- H16. 4 1 室制を導入。保健衛生チーム、福祉相談チーム、児童家庭チームをそれぞれ、保健衛生室、福祉相談室、児童家庭室に改称。
- H17. 4 1 児童相談所の分離・独立に伴い、児童家庭室を廃止。  
福祉相談室を企画福祉室、経営企画グループを企画市町村支援グループ、生活支援グループを福祉グループに改称。
- H18. 4 1 機構改革による県民局制廃止に伴い、伊賀保健福祉事務所を設置。  
市町村合併に伴い、伊賀福祉事務所を廃止。  
企画福祉室を廃止し、課制導入。保健衛生室、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課の1室4課体制となる。



イラスト作成: 地域保健課 井端由加  
編集担当: 伊賀保健福祉事務所 企画員

## 保健福祉事務所年報(平成18年版)

平成18年11月発行

### 三重県伊賀保健福祉事務所

〒518-8533 伊賀市四十九町2802番地

電話番号 0595-24-8070(代表)

ファックス番号 0595-24-8085

**R100**  
古紙配合率